



COP10とは

- COP10とは
- COP/MOP5とは

[トップページ](#) > COP10とは

COP10とは

会議の概要

国際条約を結んだ国が集まる会議（締約国会議）のことを「COP（**C**onference of the **P**arties）」と呼びます。多様な生き物や生息環境を守り、その恵みを将来にわたって利用するための国際条約「生物多様性条約」では、10回目の締約国会議「COP10」が2010年10月、愛知県名古屋市で開催されました。

- 開催期間** 2010年10月11日（月・祝）～29日（金）
[カルタヘナ議定書第5回締約国会議（COP/MOP5）：11日（月・祝）～15日（金）](#)
 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）：18日（月）～29日（金）
 閣僚級会合：27日（水）～29日（金）
- 開催場所** 会場：名古屋国際会議場（名古屋市熱田区）
 関連事業会場：[白鳥地区（白鳥公園ほか）](#)、[愛・地球博記念公園](#)、[栄地区](#)
- 主催** [生物多様性条約事務局](#)（カナダ・モントリオール）
 開催国（日本政府）は議長国として協力
- 参加者数** 180の国と地域から13,000名以上（各国政府関係者・国連関係者・NGOなど）

COP10 スケジュール



COP10での主な成果：

遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書の採択
 新戦略計画・愛知目標（ポスト2010年目標）の採択

ABSに関する名古屋議定書

私たちの生活には、医薬品をはじめとして、生物の機能や形状を利用して生まれた製品が数多くあります。これらの開発により得られる利益をその遺伝(生物)資源の原産国に公正・衡平に配分するという、生物多様性条約の3番目の目的を達成するための国際ルールです。

遺伝資源および関連する先住民の伝統知識の利用により生じる利益を公正・衡平に配分すること、遺伝資源の入手には提供国の事前同意を必要とすること、各国は遺伝資源の不正利用をチェックすることなどが規定されています。

新戦略計画・愛知目標(ポスト2010年目標)

2002年のCOP6で採択された「生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という2010年目標が達成されなかったことを受け、より実効力のある新たな目標として採択が目指されたものです。

自然と共生する世界を目指す2050年までの長期目標と、生物多様性の損失を止めるための2020年までの短期目標及び20の個別目標が定められました。

詳細は、[環境省のウェブサイト](#)をご覧ください。

● COP10でのその他の議題:

資金動員戦略

持続可能な利用(SATOYAMAイニシアティブの推進など)

バイオ燃料と生物多様性

海洋と沿岸の生物多様性

気候変動と生物多様性

多様な主体との協力(ビジネスと生物多様性など) ほか

詳細は、[環境省のウェブサイト](#)をご覧ください。

● 過去の開催地

過去の開催地		
COP1	1994年11月	バハマ・ナッソー
COP2	1995年11月	インドネシア・ジャカルタ
COP3	1996年11月	アルゼンチン・ブエノスアイレス
COP4	1998年5月	スロバキア・ブラチスラバ
COP5	2000年5月	ケニア・ナイロビ
COP6	2002年4月	オランダ・ハーグ
COP7 /MOP1	2004年2月	マレーシア・クアラルンプール
MOP2	2005年5月	カナダ・モントリオール

COP8 /MOP3	2006年3月	ブラジル・クリチバ
COP9 /MOP4	2008年5月	ドイツ・ボン

生物多様性条約とは

「生物の多様性に関する条約(生物多様性条約:Convention on Biological Diversity)」は、ラムサール条約やワシントン条約などの特定の地域、種の保全の取組みだけでは生物多様性の保全を図ることができないとの認識から、新たな包括的な枠組みとして提案されました。

リオデジャネイロ(ブラジル)で開催された国連環境開発会議(地球サミット)に先立つ1992年5月22日に採択され、同サミットにおいて署名開放されました。翌1993年12月29日に発効し、2010年12月末現在、193の国と地域がこの条約を締結しています。

日本も1993年5月に締結しています。

● 条約の3つの目的

- ▶ 地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全すること
- ▶ 生物資源を持続可能であるように利用すること
- ▶ 遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること